

大口町告示第66号

大口町公共工事の前金払取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年6月24日

大口町長 鈴木雅博

大口町公共工事の前金払取扱要綱の一部を改正する要綱

大口町公共工事の前金払取扱要綱（平成14年大口町告示第98号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「年2.7パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町公共工事の前金払取扱要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(返還)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の場合において、前金払を受けた日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき前金払の額に年<u>2.5パーセント</u>を乗じて得た利息(100円未満切捨て)を付するものとする。</p>	<p>(返還)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の場合において、前金払を受けた日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき前金払の額に年<u>2.7パーセント</u>を乗じて得た利息(100円未満切捨て)を付するものとする。</p>